

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2025年9月号 | Volume 47

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2025年8月31日時点)	p.2
	オーストラリア ベトナム マレーシア シンガポール	
	インドネシア	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. オーストラリア税務局(ATO)は、オーストラリアにおける Pillar2 の申告義務に係るペナルティの執行に関する移行期の対応方針を示す、実務コンプライアンス・ガイドラインの草案を公表しました。本ガイダンス草案により、導入当初の数年間に期待される対応やペナルティの適用方法、救済が認められるケース等が明確にされています。
2. ベトナム財務省は2025年10月1日に施行される新法人税法に基づく新たなキャピタルゲイン課税に関する規制の更新を行いました。この更新に伴い、外国法人がベトナムの特定企業の株式を売却する際の収益に対して適用される一律税率の草案が公開されました。
3. マレーシアにおいて移転価格税制のペナルティの適用に係る FAQ が更新されました。この FAQ において、移転価格調査に基づき移転価格調整を受けた場合の追加所得額に対する5%のサーチャージは、2021年1月1日以降に開始する事業年度から適用されることが示されました。それ以前の事業年度については、更正税額に対するペナルティが課せられます。

オーストラリア



Monthly Tax Update August

オーストラリア税務に関連する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- 生産性委員会による、よりダイナミックで弾力性ある経済創出に向けたレビュー
- 第2の柱(Pillar2)の申告義務、ペナルティおよび裁定に関するATOガイダンス草案の公表
- 公開CBCレポーティング制度の免除に関するATOガイダンス草案の公表

ベトナム



ベトナムにおける新たなキャピタルゲイン課税に関する規制の更新

2025年10月1日に施行される新法人税法では、外国法人がベトナムの特定企業の株式を売却する際の収益に対して一律の税率が適用されることとなっています。その法律には適用される税率が明記されていないため、政令の発布が待たれる状況でしたが、財務省は外国法人に適用される一律の税率を示した政令の草案を公開しました。

通関手続および輸出入関税に関する新政令

政府は、政令167/2025および182/2025を発行し、既存の通関手続および輸出入税の事項に関するガイドラインを改正しました。これらの政令は、6月末に制定された法律90/2025/QH15の特定の条項に関するガイダンスも提供しており、関税法や輸出入税法を含むいくつかの法律を改正しています。

ベトナムの国際金融センターの設立と運営に関する行動計画

2025年8月1日、ベトナムの国際金融センター(IFC)の指導委員会は、ホーチミン市とダナン市におけるIFCの設立と運営に関する行動計画を発表する決定114/QĐBCĐTTTC(「決定114」)を発効しました。この決定114は、国会による決議222/2025/QH15の採択を受けて、ベトナムが地域的およびグローバルな金融ハブとなるための重要なステップを示すものです。決定114は、2025年末までにIFCを立ち上げるために必要な目標、法律および制度的枠組み、インフラ開発、金融サービス、人材、調整メカニズムを設定しています。

新個人情報保護法

国会は、個人情報保護法(PDPL)を6月26日に制定しました。この法律はベトナム国民のプライバシーと個人情報を保護するための法的枠組みを完成させる上で重要なマイルストーンとなります。PDPLは2026年1月1日に施行される予定であり、政府はこの法律の特定の条項に関するガイダンスを発行すると見られています。PDPLの施行前は、企業は引き続き政令13/2023/ND-CP(PDPD)に定められた規則に従う必要があります。

マレーシア



移転価格税制のペナルティ(サーチャージ)の適用に係るFAQ

上記のFAQにおいて、移転価格調査に基づき移転価格調整を受けた場合の追加所得額に対する5%のサーチャージは、2021年1月1日以降に開始する事業年度を対象に適用されることが示されました。それ以前の事業年度については、1967年所得税法セクション113(2)に基づき、更正税額に対するペナルティが課せられます。

シンガポール



事前確認制度に関する要旨の削除スケジュールの更新

内国歳入庁(IRAS)は所得税に関する事前確認制度(Advance Ruling System for Income Tax)について、Web ページに掲載されている事前確認の要旨の削除スケジュールを更新しました。今後、公表から少なくとも5年経過した要旨に関しては、毎年12月31日までに削除されます。

Form CS 等の提出に関するガイダンスの更新

IRASはForm CS/Form CS (Lite)/Form Cの提出に関するガイダンスに係るWeb ページを更新し、「myTax Portal」でのForm CSの提出方法について、ステップごとのガイダンスを掲載しました。

インドネシア



税務犯罪調査の手続き／コアタックスの導入に関する制裁免除／国内フライトのエコノミークラスに対する一時的なVAT 優遇措置

2025年2月25日、財務大臣はPMK-17を発行し、税務犯罪調査の手続きを定めました。

2025年1月1日に開始されたコアタックスシステムの移行期間中、納税者は税金の支払いや税務申告の手続きに遅延が発生する可能性があります。それに伴い、DGTはKEP-67を発行し、行政制裁免除に関する政策を発表しました。

2025年2月28日、財務大臣はPMK-18を発行し、今後の断食明け大祭(イード・アル=フィトル)休暇のために、国内フライトサービスに対する部分的なVATを政府が負担するVAT 優遇措置を提供しました。

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応－生成 AI 活用の潮流と取り組み－

企業のグローバル化に伴い、国際税務の環境は絶えず変化しています。今や、企業の税務部門は、複雑な税務要件への対応だけでなく、経営の意思決定を支援し、利益に貢献することが期待されます。また、タックスヘイブン対策税制(外国子会社合算税制、CFC)、国別報告事項(CbCR)、デジタル課税の第2の柱(Pillar Two、グローバル・ミニマム課税)などに対応し、グローバルガバナンスを強化しながら業務を遂行することも必要です。本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービス、Tax Transformation Acceleratorをご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI についても、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間： 2025 年 7 月 24 日(木)～ 2025 年 10 月 31 日(金)17:00

持続的な成長を牽引する CFO 組織への変革の鍵－マネージドサービスの活用－

本セミナーでは、外部のケイパビリティを活用し、企業が持続的な成長を実現するためのトランスフォーメーションに向けた取り組みを紹介します。特に早急に対応が必要な非財務情報の開示対応、生成 AI を活用したビジネスプロセスの効率化などの事例を踏まえた推進方法を詳しく取り上げます。

配信期間： 2025 年 6 月 10 日(火)～12 月 26 日(金)

PwC's 日豪税務コネクト Japan - Australia Tax Connect

本ウェブキャストでは、豪州で事業を展開する日系企業にとって極めて重要な以下の税務テーマに焦点を当て、実務に役立つ情報を日本語で解説いたします。

- 国別報告－ショートフォームの変更点と影響
- 過少資本税制の最新動向と実務対応
- 第2の柱(Pillar Two)ルールの動向

配信期間： 2025 年 8 月 28 日(木)～11 月 26 日(水)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.